

第8号様式（第3条、第4条関係）

四日市市指令公園 第76号ー 170

令和7年8月22日

## 公園内行為許可書・使用料決定通知書

(新規)・(変更)

四日市市三栄町3-14  
カタオカビル6階

一般社団法人四日市青年会議所

70周年記念委員会 委員長 早川 謙 様

四日市市長 森 智 広

公園内行為については、次のとおり許可します。

公園の名称	四日市市民公園		
行為を行う場所	四日市市	安島一丁目	地内
行為を行う面積	2000 (うち使用料 対象面積133) m <sup>2</sup>	乗入許可を必要とする車	20 台
行為の内容	「まち・みらいフェスタ」の開催		
行為の期間	令和7年8月30日 13時00分 から 令和7年8月31日 20時00分 まで		
条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>公園施設に損害を与えた場合は、原形に復旧すること。</li> <li>行為終了後は清掃を行い、ゴミは持ち帰ること。</li> <li>安全管理を十分に行うこと。</li> <li>他の来場者の公園利用の支障とならないようにすること。</li> <li>騒音等で周辺の迷惑にならないようにすること。 苦情等があった場合には、中止を命ずることがあります。</li> <li>後日来場者人数について下記まで報告すること。 (公園緑政課 Tel059-354-8197)</li> </ol>		

上記許可に係る使用料については、下記のとおりとします。

使用料 ①	133m <sup>2</sup> ×24円/m <sup>2</sup> 日×1日×1.1	=	3,512
使用料減免	<input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> する	(施行規則第6条第1項第4号・運用基準4の規定に該当)	
減免割合 ②		5割	
納付額 ①-①×②	3,512	× 0.5	= 1,756

